
米国著作権制度の特徴点

国際小委員会

2012. 05. 23

山本 隆司

1. 日本法との比較

- 憲法(1条8項8号)による保護
 - 保護対象物・・・著作隣接権制度がない
 - 著作権登録制度・・・著作物の登録、訴訟要件
 - 権利内容・・・5つの支分権、輸入権、輸出権
 - 権利制限・・・一般的権利制限規定(フェア・ユース)
 - プロバイダの責任制限
 - 技術的手段・・・アクセス・コントロールの保護
 - 救済措置・・・利益賠償、法定賠償
 - 著作権契約・・・書面主義、独占的ライセンス
-

2. 連邦憲法の著作権条項

- 「連邦議会は、著作者および発明者に対して、それぞれ著作および発明に対する排他的権利を一定の期間に限り付与することにより、科学および有用な技芸の振興を促進する……権限を有する。」(1条1項8号)
 - 著作権制度の目的・・・産業政策説
 - 連邦著作権の限界・・・固定要件、州法の併存
-

3. 保護対象物

- 保護対象物:

「著作権による保護は、本編に従い、現在知られているかまたは将来開発される有形的表現媒体であって、直接にまたは機械もしくは装置を使用して著作物を覚知し、複製しまたは伝達することができるものに**固定**された、著作者が作成した**創作的な著作物**に及ぶ。」(102条(a))

- 実演・・・実演を固定した「視聴覚著作物」・「録音物」として保護

- レコード製作・・・「録音物」として保護

- 放送・有線放送・・・同時固定した「視聴覚著作物」・「録音物」として保護

4. 著作権登録制度

- 登録の範囲

日本では著作権移転、実名、第1発行日、創作日の登録しかできないが、米国では著作権の保有自体を登録できる

- 登録の効果

- 法律上の推定
 - 法定賠償請求権
 - 弁護士報酬回復請求権
 - 訴訟要件
-

5. 著作権の支分権

■ 著作権(106条)

1. 複製権… 翻案権を含む
2. 二次的著作物作成権
3. 頒布権… 貸与権、輸入権・輸出権(602条)、公衆伝達権・送信可能化権を含む
4. 公衆実演権… 演奏、放送等
5. 公衆展示権… 複製物の展示も含む

■ 著作者人格権(106A条)…少部数発行の芸術作品に限る

- 氏名表示権
- 同一性保持権

6. フェア・ユースの法理

- 以下の4要素を考慮して判断(107条)
 1. 使用の目的と性格
 2. 著作物の性質
 3. 使用の量と実質性
 4. 著作物市場への影響
 - フェア・ユースの類型
 - 非営利目的の使用… 購入回避は営利目的
 - トランスフォーマティブ・ユース
…著作物の鑑賞価値を使用しない使用方法
-

7. プロバイダの責任制限

- Notice & Take Down 手続
 - 著作権者からの侵害通知→プロバイダの削除義務
…プロバイダを判断リスクから解放
 - 発信者の反対通知→著作権者の提訴義務
 - 発信者情報開示制度
 - 形式的要件のみで裁判所書記官が開示命令発付
…プロバイダを訴訟当事者リスクから解放
 - 虚偽の陳述に対しては刑事制裁
-

8. 技術的手段の保護

- WIPO条約からの飛躍・・・EU情報社会指令も
 - アクセス・コントロール回避行為の禁止・・・アクセス権の創設
 - アクセス・コントロール回避装置等の禁止
- 技術特定方式ではなく、技術包括方式
 - 「著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段」
 - 「著作権者の権利を効果的に保護する技術的手段」
- アクセス・コントロールを巡る解釈論
 - アクセス独自法益説(MDY判決)
 - 1201条(a)(1)はアクセス権を創設
 - 著作権侵害が生じない場合でも、回避は**違法**
 - フェア・ユースのためでも回避も**違法**
 - 著作権法益説(チェンバレン判決)
 - 1201条(a)(1)によるアクセス権創設を否定
 - 著作権侵害またはそのおそれが生じない場合は、回避は**適法**
 - フェア・ユースのためなら回避は**適法**

9. 権利管理情報の保護

■ 禁止行為

- 虚偽の著作権管理情報の提供、頒布・輸入
- 著作権管理情報の除去・改変、その頒布・輸入、複製物の頒布・輸入・公衆実演

■ 「著作権管理情報」:

- 著作物を特定する情報
 - 著作者を特定する情報
 - 著作権者を特定する情報
 - 実演家その他クレジット記載者を特定する情報
 - 著作物の使用条件
 - その他
-

10. 著作権侵害に対する救済措置

- 差止請求権・・・ 寄与侵害・代位侵害にも適用
- 廃棄請求権・・・ 差止の補充的処分ではない
- 損害賠償請求権
 - 現実損害・・・ 利益賠償制度
 - 法定損害・・・ 1著作物当たり原則750～30,000ドル
 - 懲罰的損害・・・ 大勢は否定
- 裁判費用回復請求権
- 弁護士報酬回復請求権
- 刑事制裁
- 輸入差止措置・・・ 裁判所、税関長、ITCの手続

RAMへの一時的蓄積は複製か

- 「著作物を覚知し、複製し、または伝達することができる」(102条)程度に永続的または安定的なら「複製」⇔瞬間的
- 立法趣旨説明下院報告書(1976):「コンピュータの『メモリ』上に瞬間的にとらえられたものといった、純粹に消散的ないし通過的な複製を、概念から除く」
- CONTU報告書(1978):複製に当たる
- 裁判例(*MAI Systems Corp. v. Peak Computer, Inc.*, 991 F.2d 511 (9th Cir. 1993)):複製に当たる
- DMCA(1998):複製に当たることを前提に立法
- 著作権局長DMCA報告書(2001):「情報がRAMに蓄積される時間は短いため、読み込み、表示、コピーまたは送信を行わないようにすることも理論的には可能であるが、実際にはありえない。情報を蓄積することはできても読み込み、表示、コピーまたは送信しない装置は実用目的を有さず、かかる装置を作成する技術的な正当化事由もない。」